

令和7年2月19日

お客様各位

一般財団法人なら建築住宅センター
理事長 伊伏堅太郎

改正法施行日以後に着工される建築物の確認申請の事前審査願書の受付について

平素より当センターをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日の改正建築基準法及び改正建築物省エネ法の施行に伴い、施行日前後には、審査や交付手続き等が大変混雑することが予想され、皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解をお願い申し上げます。

さて、法改正の施行日（令和7年4月1日。以下同じ）以後に着工を予定される建築物のうち、4号特例の縮小の対象になる案件（現4号建築物から新2号建築物になる木造建築物）は、新たに構造関係規定等への適合確認が必要となり、当該適合審査のための確認申請の事前審査願書は、原則として本年3月1日より受付致します。（ただし、当該事前審査の補正完了日から本年3月31日までの間は、当センター預かりとさせていただきます。）

つきましては、当該案件の確認申請の本受付は、本年4月1日以後でないとできないことにご留意ください。

なお、審査については、法改正の施行日前（令和7年3月31日まで）に着工を予定される現行基準による建築物の事前審査等を優先的に行うこととさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、改正建築物省エネ法の施行日（令和7年4月1日。以下同じ）以後に着工を予定される建築物のうち、住宅の場合は2階建以上又は延べ面積200㎡超のもの及び非住宅の場合は2階建以上又は延べ面積200㎡超で300㎡未満のものが、新たに省エネ基準への適合判定が必要となり、当該適合審査のため省エネ適合判定申請の事前審査を希望される方は、予め、当センター本店業務課に相談していただくようお願いいたします。この場合、当該事前審査は、原則として本年3月1日より受付致します。（ただし、当該事前審査の補正完了日から本年3月31日までの間は、センター預かりとさせていただきます。）

つきましては、当該案件の省エネ適合判定申請の本受付は本年4月1日以降でないとできないことにご留意下さい。

なお、当該事前審査については、法改正の施行日前（本年3月31日まで）に着工を予定されている現行基準による建築物の審査等を優先的に行うこととさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。